

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急経済対策（概要）

2020年5月7現在

<b>&lt;制度融資&gt;</b> 群馬県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」	
<p>対象者：群馬県内に事業所を有する中小企業者等 概要：上限額3,000万円 期間：10年以内（うち据置5年以内） 利率：年1.10%以内 担保：無担保 保証料率：年0.85%（状況に応じて保証料の減免あり） ※個人事業主：売上高▲5%以上の場合&lt;保証料全額補助・利子補給7年間&gt; ※小・中規模事業者：売上高▲5%以上の場合&lt;保証料1/2補助&gt;、▲15%以上の場合&lt;保証料全額補助・利子補給7年間&gt; 要件等：セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定取得 窓口：群馬県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合</p>	
<b>&lt;助成金&gt;</b> 雇用調整助成金	<b>働き方改革推進支援助成金</b> <small>【新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース】</small>
<p>対象者：全事業者・全業種 概要：企業が従業員を一時的に休業させた場合に、国が休業手当の一部を助成 金額：上限休業手当の最大9/10（中小企業等） 従業員1人1日当たり最大8,330円 要件等：休業手当を支給していること 窓口：最寄りのハローワーク</p>	<p>対象者：中小企業者等 概要：新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取組む中小企業事業主を支援 金額：上限100万円（補助率1/2） 要件等：テレワークを実施した労働者が1人以上いること 公募：令和2年2月17日～令和2年5月31日 窓口：テレワーク相談センター（0120-91-6479）</p>
<b>&lt;給付金&gt;</b> 持続化給付金	<b>休業要請施設に対する感染症対策事業継続支援金</b>
<p>対象者：中小企業者等 概要：新型コロナウイルスの感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給 金額：法人：200万円 個人事業者：100万 要件等：1か月の売上が前年同月比で50%以上減少等 申請：令和2年5月1日～ 窓口：持続化給付金事業コールセンター（0120-115-570）</p>	<p>○群馬県制度 対象者：特措法による休業要請の対応となった中小企業者等 概要：県の要請に従い休業を行った場合、群馬県からの支給金額：1事業者あたり20万円 要件等：休業要請中の一定期間（4/25～5/6）に休業または営業時間の短縮等を行った事業者 窓口：群馬県</p>
<b>&lt;補助金&gt;</b> ものづくり補助金	<b>IT導入補助金</b>
<p>対象者：中小企業者等 概要：新製品の開発や生産プロセス改善等の設備投資に活用 金額：100万円～1,000万円（補助率：2/3） 経費等：機械装置・システム構築費、専門家経費等 公募：締切日：令和2年5月20日（今年度：8月、11月、2月予定） 窓口：全国中小企業団体中央会</p>	<p>対象者：中小企業者等 概要：業務の効率化、働き方改革を促進するうえで必要となるソフトウェアなどの導入に活用 金額：30万円～450万円（補助率：2/3） 経費等：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等 公募：令和2年5月11日～令和2年5月29日（今年度：9月、12月予定） 窓口：一般社団法人 サービスデザイン推進協議会</p>
<b>持続化補助金</b>	<b>経営資源引継ぎ補助金</b>
<p>対象者：小規模事業者 （商業・サービス業5人以下、製造業20人以下） 概要：インターネット販売の強化など販路開拓に活用 金額：上限100万円（補助率2/3） 経費等：機械装置・広報費、展示会等出展費等 公募：締切日：令和2年6月5日（今年度：10月、2月予定） 窓口：日本商工会議所・全国商工会連合会</p>	<p>対象者：中小企業者等 概要：事業承継を促進させるため、第三者への経営資源引継ぎや事業再編に係る費用を補助 金額：&lt;買い手&gt;200万円 &lt;売り手&gt;650万円（補助率2/3） 経費等：専門家への報酬（仲介手数料）、廃業費用等 公募：令和2年7月頃 窓口：事務局公募中</p>
<b>&lt;税制猶予&gt;</b> 法人税の納税猶予制度	<b>固定資産税及び都市計画税の軽減措置</b>
<p>対象者：中小企業者等 概要：法人税等の納付を猶予 要件等：①売上が前年同期に比べ20%以上減少 ②一時に納税することが困難である事業者 ③国税に滞納がない事業者 期間：1年間（猶予） 窓口：最寄の税務署</p>	<p>対象者：中小事業者等（業種限定なし） 概要：固定資産税・都市計画税を軽減又は免除 要件等：令和2年2月～10月のうち3か月間の売上減少が ①前年同月比50%以上減少の場合：全額免除 ②前年同月比30%～50%未満の場合：1/2軽減 対象年：2021年度の課税分に限定 窓口：市区町村</p>
<b>&lt;住宅関連&gt;</b> 住宅ローン減税の適用要件弾力化	<b>次世代住宅ポイント制度</b>
<p>対象者：住宅ローン利用者及び予定者 概要：住宅ローン減税特例措置（控除期間13年）の入居期限の延長（当初）令和2年12月31日（延長後）令和3年12月31日 要件等：一定の期日までに住宅取得契約済みであること ※注文住宅を新築する場合：令和2年9月末 ※分譲住宅・既存住宅を取得する場合：令和2年11月末</p>	<p>対象者：住宅新築及びリフォーム等に取組む方 概要：次世代住宅ポイント制度※の申請期間の延長（令和2年6月1日～令和2年8月31日） 要件等：業者との工事請負契約等が遅れた場合 ※消費税率10%が適用される一定の省エネ性、耐震性等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、様々な商品と交換できるポイント発行する制度</p>

※2020年5月7日現在の情報に基き作成しています。各制度の詳細は、各実施主体のホームページ等でご確認ください。